

八洲学園大学学則（抜粋）

第5章 教育課程

（授業科目）

第24条 本学の授業科目は、基礎科目、専門科目に区分する。

2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

（履修登録）

第25条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課に履修登録をしなければならない。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 印刷教材等による授業（以下、「テキスト授業」という。）については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- 二 面接授業、メディアを利用して行う授業及びこれらを併用しておこなう授業（以下、「スクーリング授業」という。）については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間のスクーリング授業をもって1単位とする。
- 三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

（授業及び履修の方法）

第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。

- 2 テキスト授業は、所定の印刷教材等を学修し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。
- 3 スクーリング授業は、原則として本学が指定する推奨条件を満たすパソコンを用いて、所定の授業を受けるものとする。
- 4 学外実地研修は、本学が許可又は指定する施設において行うものとする。

（テキスト授業における質疑）

第28条 テキスト授業における質疑は、所定の方法により行わなければならない。

（単位の授与）

第29条 次の各号のとおり、単位を授与する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
- 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資

格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。

三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。

四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する報告書類を審査し、合格したものに単位を授与する。

2 前項の科目修得試験は、試験方式またはレポート方式で行い、日時はその都度公表する。

3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当学期の授業料、その他の費用等が納入済みであることを要する。

（成績評価）

第30条 成績評価は、優、良、可、不可の4種で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の4種の基準は、次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下

3 成績を総合的に判断する指標として Grade Point Average（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

（再試験・追試験）

第31条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、正科生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 第1項に必要な諸手続き等に関しては、別に定める。

（入学前等の既修得単位の認定の限度）

第33条 第23条及び前条第2項及び第36条第3項により卒業の要件となる単位として認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

附 則

1 この学則は、大学設置認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 家庭教育課程及び人間開発教育課程は、この学則第3条第3項の規程にかかわらず平成21年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 人間開発教育専攻及び家庭教育専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の学費の改定は令和6年4月1日から適用する